

四日市市行財政改革プラン 2011 (平成 23 年度 ~ 25 年度)

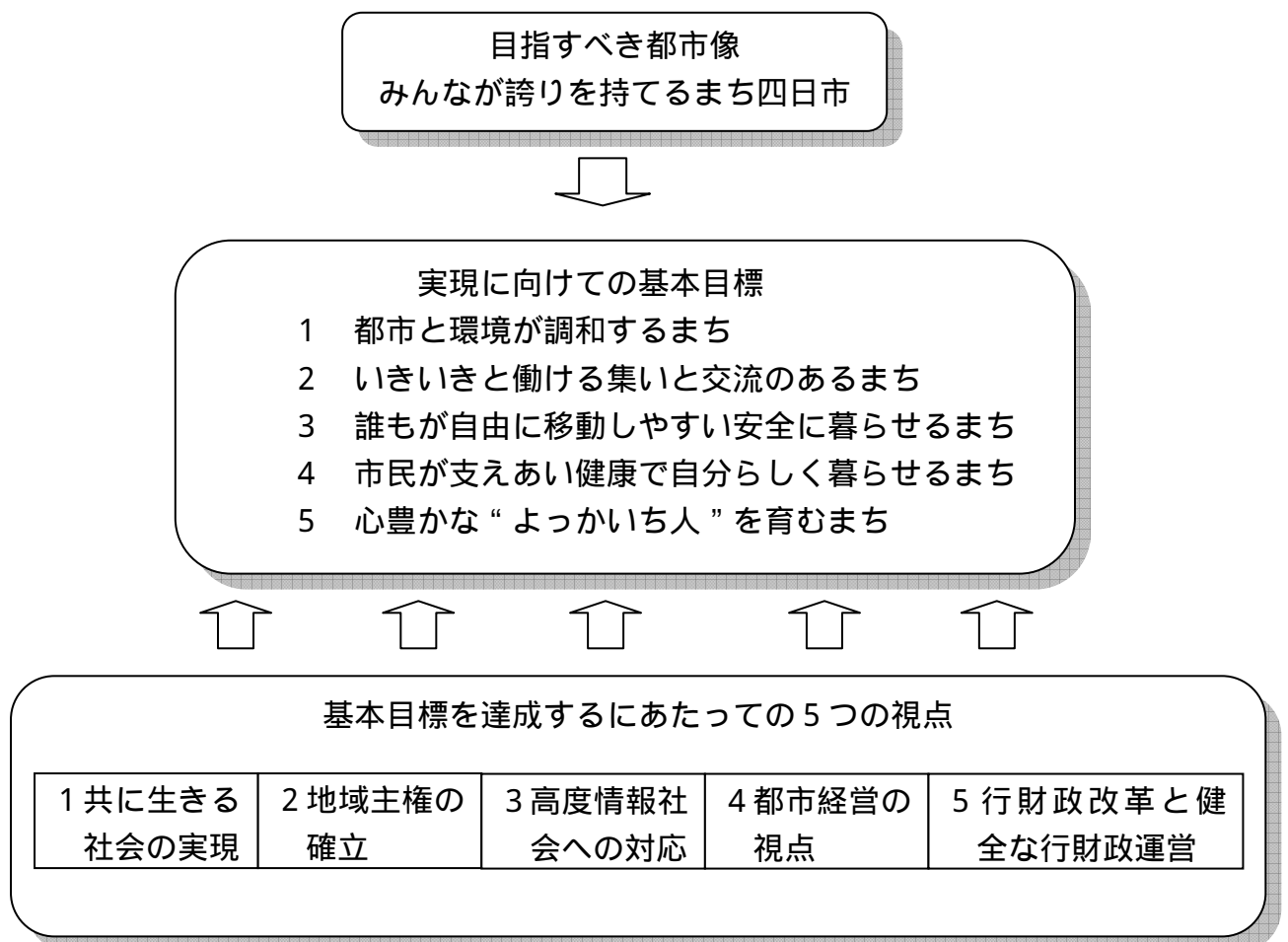
財政経営部

四日市市行財政改革プラン 2011 (23年度～25年度)

1. 行財政改革プランの策定にあたって

平成 23 年度からの新たな四日市市総合計画では、「みんなが誇りを持てるまち四日市」の実現を達成するための5つの視点の1つとして「行財政改革と健全な行財政運営」を位置づけています。

この「行財政改革と健全な行財政運営」を具体的に推進するために、これまでの財政プランと行政プランの基本的な考え方を継承し、それらを統合した行財政改革プラン(23年度～25年度)を策定します。



2. これまでの行財政改革の取組み

本市においては、平成 10 年に、新・行財政改革大綱を策定して以来、民間にできることは民間に委ねることを基本に、事務事業の見直しを徹底するとともに、職員数の削減や給与制度の見直し、経費の節減等を中心とした改革を進めてきました。

さらに、平成 16 年度からは、政策プラン、財政プラン、行革プランを一体とした第 1 次・第 2 次の行政経営戦略プランに取組み、外部委託の推進や職員数の削減などの行財政改革、財政運営の指針に基づいた財政の健全化を図るとともに、これまでの減量重視の改革を継続的に実行するだけでは不十分であるとの観点から、市民起点で「何を」「なぜ」「何（誰）のために」「いかにやるか」を考え、仕事のやり方やその成果を問うという目的志向・成果重視の考え方のもと、業務棚卸表による行政評価システムをマネジメントの基本に位置づけ、これを推進エンジンとして Plan - Do - See を形成する中で、行財政の全般にわたる改革に取り組んできました。

第 2 次行政経営戦略プラン（平成 19～21 年度）の目標と成果

1. 職員数

目標 平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間で中核市移行事務を除き 6%以上削減し、各年度で 2%以上の削減率を達成する。

成果 3 年間で、191 人（6.8%）の減となり目標を達成しました。

年度	H19	H20	H21	H22
現員	2,801	2,722	2,659	2,610
増減	/	79	63	49
増減率		2.8%	2.3%	1.8%

2. 職員給与

目標 給与水準においてラスパイレス指数 102.8（平成 17 年度指数、全国 2 位）となっているため、平成 19 年度以降ラスパイレス指数を 100 以内とする。

成果 平成 18 年 4 月に給与制度改革を行い国家公務員に準拠した制度に改正しましたが、平成 20、21 年度は 100 を超えました。全国順位については、平成 19 年度以降の公表対象の上位 50 位には入っていません。

年度	H19	H20	H21
ラスパイレス指数	99.1	102.1	101.8

3. 改革による削減額

目標 計画期間において、31.1 億円の削減を行う。

成果 32.4 億円の削減となり目標を達成しました。

3. 行財政改革プランの目指すもの

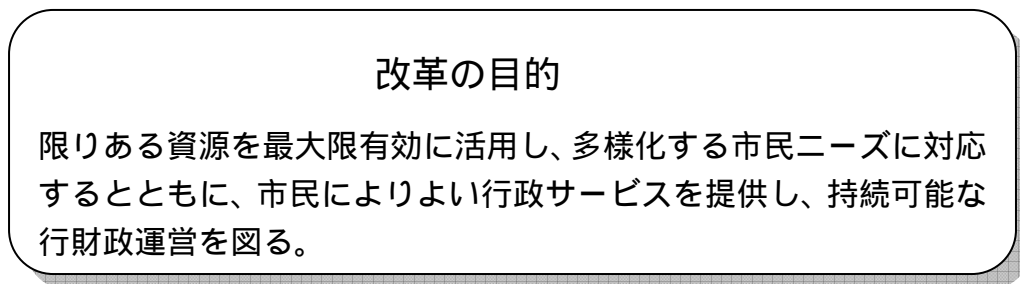
行財政改革プランでは、「限りある資源を最大限有効に活用し、多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民によりよい行政サービスを提供し、持続可能な行財政運営を図る」ことを目的として位置づけます。

この行財政改革プランは、引き続き事務事業の見直しなどにより定量的に効率性を追求する取組みを進めた上で、より一層の「質」の面にも配慮し、サービスの提供主体のあり方や、効果的な提供方法などを工夫して、定性的な効果を上げる視点からの行財政改革を推進していきます。

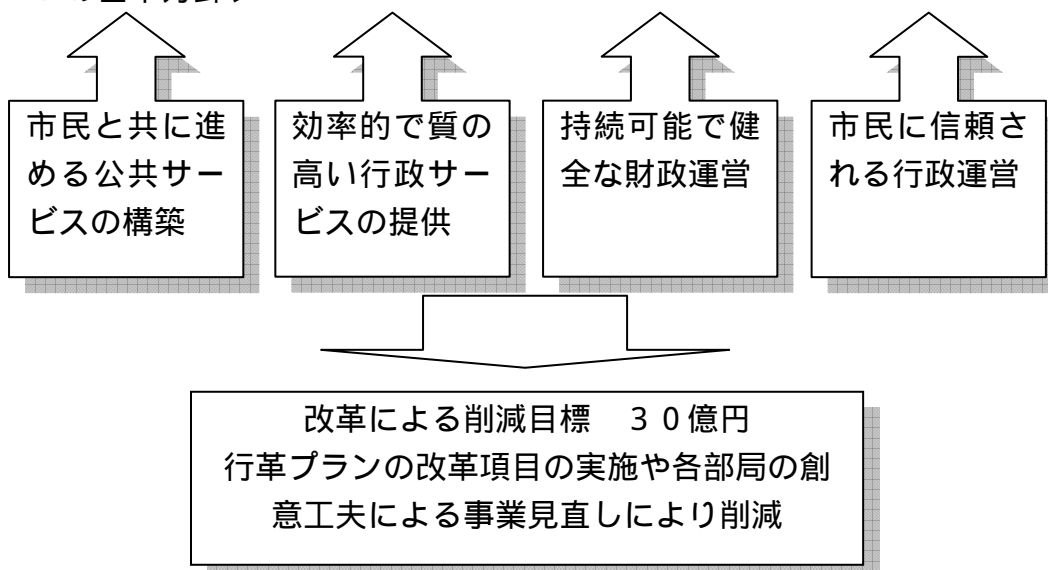
この目的を達成するために、公共サービスの提供の最適化に取組み、多様な主体が公共の担い手として参画する「新しい公共」を構築するとともに、行政サービスの提供においては効果的・効率的な視点からの適正化を進めます。

また、市の財政基盤を将来にわたって安定的に確立するために財政運営の改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に迅速に適応しつつ、政策目標の実現にまい進する組織風土を確立するために職員の意識や組織の改革を進めるなど、市民に信頼される行政運営を進めます。

〔改革の目的と手段（基本方針）〕



〔4つの基本方針〕



改革の目的を達成する手段として、上記の4つの基本方針に整理したうえで、この基本方針の改革の視点を踏まえ、各部局で重点的に取り組む改革事項を位置づけます。

4．財政運営の指針について

(1)基本的な考え方

新たに策定した総合計画の推進計画の着実な実施のためには、推進計画の計画期間にあわせた中期的な視野のもとに、健全な財政運営を行っていく必要があります。

そのために、このプランでは、中期財政収支の見通しを推計するとともに、一般会計だけでなく企業会計を含めた全会計や債務保証など総合的な観点から健全な財政運営を目指した指針を定め、財政規律の堅持に努めます。

(2)「中期財政収支の見通し」の推計

中期的な財政収支の姿を見通した財政運営を行うため、平成 23 年度～25 年度までの 3 力年間の歳入・歳出を推計しました。

推計については、経済情勢や国の制度改正等に大きく影響を受けますが、現行の制度を前提として推計しています。

- 中期財政収支見通しの推計 -

1. 歳入・歳出の推計

推進計画事業費を確保した上で、その他は行革による節減効果等を見込まず単純推計

推進計画実施期間

歳入

	平成21年度 (決算)		平成22年度 (予算)		平成23年度 (予算)		平成24年度		平成25年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
1. 市税	612	3.5	580	5.2	599	3.3	607	1.3	594	2.1
2. 地方譲与税・交付金	59	3.3	53	10.2	52	1.9	56	7.7	55	1.8
3. 地方交付税	16	33.3	11	31.3	16	45.5	20	25.0	32	60.0
4. 国県支出金	199	51.9	181	9.0	208	14.9	214	2.9	238	11.2
5. 市債	80	32.8	58	27.5	67	15.5	64	4.5	96	50.0
6. その他	125	8.1	108	13.6	104	3.7	85	18.3	82	3.5
計(A)	1,091	0.2	991	9.2	1,046	5.5	1,046	0.0	1,097	4.9

歳出

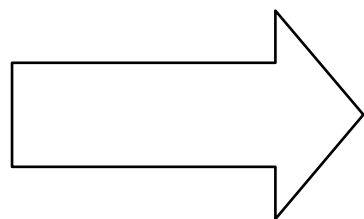
	平成21年度 (決算)		平成22年度 (予算)		平成23年度 (予算)		平成24年度		平成25年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
1. 義務的経費	452	3.8	505	11.7	517	2.4	527	1.9	532	0.9
人件費	176	4.9	184	4.5	168	8.7	167	0.6	172	3.0
扶助費	155	1.3	205	32.3	235	14.6	242	3.0	244	0.8
公債費	121	8.3	116	4.1	114	1.7	118	3.5	116	1.7
2. 投資的経費	107	10.1	83	22.4	101	21.7	106	5.0	151	42.5
3. その他経費	512	7.3	403	21.3	428	6.2	430	0.5	439	2.1
計(B)	1,071	0.5	991	7.5	1,046	5.5	1,063	1.6	1,122	5.6

推計収支額	20	0	(6)	17	25
-------	----	---	-------	----	----

累計	23	48
----	----	----

2. 収支不足額調整の考え方

平成23～25年度の3カ年
48億円の収支不足



各部局の創意工夫による見直し 30億円削減
 予算執行における剰余金 18億円
 毎年12億の剰余を見込む(1/2を収支不足、1/2を財政調整基金に積み立てる)

【中期財政収支見通しの前提条件】

主な歳入試算の前提

区 分	試 算 の 前 提	
市 税	個人市民税	景気動向は依然不透明であるが、緩やかに回復すると見込むとともに、平成24年度からの税制改正(年少扶養控除の廃止等)の増加を見込み推計。
	法人市民税	企業努力による回復が緩やかに進むものとして見込むとともに、法人税率の引き下げによる減少を見込み推計
	固定資産税	・土地 地価の上昇が見込めないことから、減少するものとして推計。
		・家屋 24年度の評価替えによる影響等を基に推計。
		・償却 IT関連企業の大規模投資を含み、企業立地奨励金等にかかるものについて、別途、見込む。
	軽自動車税	軽自動車は年々増加傾向にあり、当面この傾向が続くものとして推計。
	市たばこ税	喫煙人口の減少等により、税収は減少基調にある中、平成24年度の税率改正の増分を見込み推計。
	事業所税	減免措置を考慮して推計。
	都市計画税	固定資産税の土地、家屋分に準じて推計。
地方譲与税等	地方財政計画及び過去の実績を基に推計。	
地方交付税	普通交付税	・基準財政需要額については、地方財政計画を基に、公債費や各算定費目における過去の実績を勘案し推計。 ・基準財政収入額については、市税・譲与税・交付金等の見込みを基に推計。
	特別交付税	・過去の実績を基に、地方財政計画による制度改正等を踏まえ推計。
国県支出金	基本的に歳出に連動させて推計。	
市債	平成23年度当初予算の普通建設事業費をベースとして、推進計画事業分や新総合ごみ処理施設整備事業費、校舎改築事業費(河原田小)等の特殊要因を加算するとともに、臨時財政対策債を個別に見込み推計。	
そ の 他	分担金・負担金 使用料・手数料	分担金・負担金及び使用料・手数料については、過去の実績を基に現行制度で推計。
	繰入金	特定目的基金については、事業実施年度にあわせ繰り入れるものとして推計。財政調整基金等財源調整に用いる基金については、繰り入れを見込まず推計。
	繰越金	過去の実績を基に推計。
	財産収入・寄附金	特別な収入は見込まず、過去の実績を基に推計。
	諸収入	過去の実績を基に、競輪事業会計からの収入は見込まず推計。

歳出試算の前提

区 分	試 算 の 前 提	
義務的経費	人件費	・職員数については、平成23年度と同数で推移するとして推計。 ・退職手当については、退職職員数を見込み推計。
	扶助費	・現行制度を基に、各福祉計画等における対象者等の伸び率を勘案し推計。
	公債費	・既に発行した市債にかかる公債費については、今後発生する元利償還金を前提に推計。 ・新たな事業実施に伴い発行する市債については、条件を政府系資金は償還期間20年(3年据置)利率2.0%、縁故資金は償還期間10年(3年据置)利率1.8%として推計。
投資的経費	普通建設事業費	平成23年度当初予算の普通建設事業費をベースとして、推進計画事業や新総合ごみ処理施設整備事業費、校舎改築事業費(河原田小)等の特殊要因を加算して推計。
その他の経費	物件費・維持補修費	過去の実績を基に推計。
	補助費等	過去の実績を基に推計。企業会計への補助金・負担金、四日市港管理組合への負担金等については個別に推計。
	繰出金	各特別会計の見込みを基に推計。
	投資・出資・貸付金	過去の実績を基に推計。病院事業については個別に推計。
積立金	寄附金・基金運用益等特定財源に基づく積立額を推計。	

(3)財政運営の指標の設定について

健全な財政運営の視点から、一般会計だけでなく企業会計を含めた全会計の債務、将来の財政負担などを的確に把握し、総合的な財政運営に努めるとともに、持続可能な財政基盤を確立する視点から、将来にわたって財政の安定化を図るため、次のとおり指標を定め、弾力性のある健全な財政運営と将来の収支不足の解消を図ります。

健全な財政運営の視点

地方公共団体の財政を適正な運営を目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、財政健全化に係る指標が定められました。

これらの指標について、本市の数値は、基準内で推移していますが、県平均、全国平均に比べると実質公債費比率や将来負担比率において高い水準にあります。

これは、現在2,238億円ある市債残高が主要因であるため、平成12年度から継続している『償還額以上には借り入れない』という基本方針を継続していくとともに、市全体の計画的な市債発行を行い、将来にわたる財政負担の軽減を図ります。

【指標1】 全会計市債残高の削減

現状

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
一般会計市債残高	983億円	988億円	964億円
特別会計市債残高	152億円	139億円	121億円
企業会計市債残高	1235億円	1188億円	1153億円
合 計	2370億円	2315億円	2238億円



目標：平成25年度決算で2,090億円以内とする。

平成21年度決算から150億円削減する。

単年度の借金返済比率を比較する実質公債費比率や、財政規模に対する借金残高の割合を比較する将来負担比率は、全国平均、県平均においても本市は劣っている。

その算定の重要なファクターである市債残高について、効果的・効率的な事業執行を心がけ、かつ公営企業も含め経営改善に努め、残高を150億円以上削減する。

持続可能な財政基盤の確立の視点

災害などの不測の事態や、年度間の収支均衡を図り、安定した市民サービスを行うために財源調整のために財政調整基金として一定額を確保する必要があります。

また、国において臨時財政特例債の発行可能額の算出方法が見直され、財政力の弱い地方公共団体に配慮した配分を行い、今後 3 年間で不交付団体へは配分しない方式が示されていることなど、地方交付税制度において、一定の財政力のある自治体には、自助努力を求める方向にあることから、主体的な財源調整の手段として残高の確保に努めます。

【指標 2】 財政調整基金の充実

現状

区 分	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末
財政調整基金	25.4 億円	57.0 億円	57.0 億円



目標：平成 25 年度決算で 75 億円以上とする。

3 カ年で 18 億円積み立てる。

世界的な経済不況のリーマンショック時に、法人市民税が約 37 億円減少した。
今後、同様の景気悪化による状況が単年度で回復するとは限らないため、長期化した場合に備え、まずは 2 カ年分を目標に、安定した市民サービスが提供できるように基金を積み立てる。

(健全で持続可能な財政基盤を目指す結果)

推進計画期間内に、上記目標である『全会計市債残高の削減』、『財政調整基金の充実』を達成することによって、地方公共団体の財政の健全化を示すフローの指標『実質公債費比率』、ストックの指標『将来負担比率』を改善します。

【結果 1】 実質公債費比率の適正化

現状

実質公債費比率（過去3か年平均）		
平成20年度 (H17～19)	平成21年度 (H18～20)	平成22年度 (H19～21)
18.7%	18.6%	17.6%

平成 22 年度
全国平均 11.2%
県平均 12.2%



結果：平成 25 年度決算で 17.2% 以下となる。

【結果 2】 将来負担比率の改善

現状

将来負担比率		
平成20年度	平成21年度	平成22年度
186.1%	158.4%	132.9%

平成 22 年度
全国平均 92.8
県平均 89.8



結果：平成 25 年度決算で 130% 以下となる。

(4) 公会計の財務諸表から見た財政運営のチェック

現行の現金主義での決算を補完すべく、平成 20 年度決算から発生主義的な手法を用いた新地方公会計モデルを導入し、貸借対照表などの財務諸表の作成に取り組んでまいりました。

少子高齢社会を見据え、将来への負担を適正に保ち、負担を先送りしないよう、財務諸表を基に算出した指標について、将来の負担を軽減するよう、数値の改善に努めてまいります。

平成 21 年度決算

区分	純資産比率	社会資本形成の世代間比率
連結ベース	67.8%	73.0%
普通会計ベース	73.8%	78.8%

純資産比率

総資産に占める純資産の割合です。その比率が高いほど財政の安定性が高いと言えます。

社会資本形成の世代間比率

道路や公園などの社会資本に対する現在までの世代の負担割合です。その比率が高いほど財政の安定性が高いと言えます。

四日市市行財政改革プラン 2011 (23年度～25年度)

基本方針 市民と共に進める公共サービスの構築

【改革の視点】

将来にわたって公共サービスの維持、向上を図り、地域住民の満足度を最大限向上させるためには、行政と市民との適切な役割分担のもとで、自助・共助・公助がバランス良く融合した地域社会の形成を目指すことが必要です。こうした考え方を基本に、これまで進めてきた市民協働等のさらなる推進に加え、市民、自治会、NPO、ボランティアや企業など地域のさまざまな力を結集して多様な主体がそれぞれの特性を生かして公共サービスの担い手となる「新しい公共」を推進します。

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
1	新しい公共の推進	公共サービスを充実するため、サービスの新たな担い手として市民、自治会、NPO、ボランティア、企業など多様な主体が関わる「新しい公共」の実現に向けた取り組みを行う。	適宜実施			各所属
2	提案公募型委託制度の導入	行政が主体で実施している業務を市民に委ねる提案公募型委託制度の導入と併せて既存補助事業の見直し(個性あるまちづくり支援事業費補助)を行い、「新しい公共」の実現を目指す。	検討	実施		市民文化部 市民生活課
3	地域社会づくり総合事業費補助金の見直し	環境や福祉、文化、安全などの地域の公共的な課題を、地域の力で、総合的に最適な資源配分により進めるため、地域社会づくり総合事業費補助金を見直すなど、地域への予算・権限の委譲を進める。	検討	実施		市民文化部 市民生活課
4	職員の地域活動への参画促進	職員の市民協働に関する意識調査を実施するなど、市民協働への意識高揚を図り、地域活動への参画を促進する。	促進			総務部 人事課 市民文化部 市民生活課
5	地区市民センターのあり方の検討	市民協働を推進する視点の上で、時代に即した地区市民センターのあり方について検討をする。	検討・適宜実施			市民文化部 市民生活課
6	審議会・委員会等への女性の参画促進	「審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会・委員会等への女性の参画を促進する。	促進			総務部 人事課 市民文化部 男女共同参画課
7	住民参加型市場公募債の導入	市民の行政への参画意識に寄与する住民参加型市場公募債について、対象となる事業を選択する。	対象事業検討・適宜実施			財政経営部 財政経営課
8	市民団体及び企業による環境学習の実施	公害や自然保護・保全、地球温暖化対策に取り組んでいる市民団体や企業により、将来を担う市内の小中学生が本市の環境について将来自信を持って語る大人になれるように環境学習を実施する。	実施			環境部 環境保全課
9	地区農業推進協議会のあり方の見直し	米戸別所得補償制度の実施や遊休農地対策に対する地域での意見集約・実施に向けた検討組織としての機能が発揮できるよう体制を見直す。	検討	調整	実施	商工農水部 農水振興課
10	健康ボランティアによる健康づくり事業の推進	健康ボランティアを育成し、市内全域で健康づくりを浸透していけるよう地域の既存の団体や職域との連携、協働事業の充実を図ることで地域の健康度アップを目指す。	連携調整	適宜実施		健康部 健康づくり課
11	四日市市救急ボランティアによる応急手当講習の推進	活動の場を求めている応急手当普及員の活用を図るため四日市市救急ボランティア制度を設ける。当面は職員の講習補助員として活用するが、将来的には登録されたボランティアによる講習が実施できるような体制を目指す。	段階的实施			消防本部 消防救急課

四日市市行財政改革プラン 2011 (23年度～25年度)

基本方針 効率的で質の高い行政サービスの提供

【改革の視点】
 市民ニーズの的確な把握に努め、市民にとって必要性の高い、利用しやすいサービスをより効果的、効率的に提供できるよう、絶えず改善、改革を行い、手続きの簡素化や迅速化、利便性や満足度の向上などに資する取り組みを進め行政サービスの質の向上に取り組みます。

市民の視点に立ったサービスの提供

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
12	納税方法の多様化	納税者の利便性向上を図るため、平成24年度からコンビニ納税税目を拡大(市県民税、固定資産税・都市計画税)するとともに、引き続き納税方法の多様化について調査研究する。	システム改修	実施		財政経営部 市民税課 収納推進課 資産税課
13	窓口サービスのあり方の検討	平日窓口の利用が難しい市民が増加してきていることから、土日、休日、夜間でも利用が可能なサービスの拡充等、市民の視点から窓口サービスのあり方の検討する。	調査	分析	方針決定	市民文化部 市民課
14	幼稚園・保育園のあり方の検討	園児数が著しく減少している幼稚園・保育園の実態に対して、国の動向を見据えた「幼保一体化」の研究や幼稚園・保育園の地域バランス等を考慮して、幼稚園・保育園のあり方について検討する。	検討	方針決定		教育委員会 教育総務課 福祉部 児童福祉課
15	学校規模等適正化計画の推進	平成22年度に一部見直す「学校規模等適正化計画」に基づき、児童生徒にとって適正な学校規模を確保し、効果的・効率的な学校運営を行う。 適正化検討対象となった学校については、関係地域住民の理解を得ながら、地域・保護者・学校・行政が一体となり適正化に向けた取り組みを進めていく。	地域関係者との調整	地域関係者との調整・適宜実施	→	教育委員会 教育総務課
16	国民健康保険業務の電子照会システム化	市民からの照会が多い国民健康保険料に加入した場合の概算保険料を、市民自身がホームページ上で基本的な項目に回答する形で算出できる電子照会システムを構築する。	検討	実施		健康部 保険年金課

民間活力の活用

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
17	ガイドヘルパー派遣事業の外部委託	身体に重度の障害(主に視力障害)のある方が、社会生活上必要な外出をするときで身内等の付添いが無い場合、案内などの移動支援を行うガイドヘルパー派遣事業の外部委託をする。	実施			福祉部 障害福祉課
18	ごみ収集業務(一部ルート)の段階的外部委託	旧四日市市地域において現在直営で実施している「もやさないごみ」収集業務の外部委託について、段階的に拡大を図る。	段階的実施		→	環境部 生活環境課

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
19	一元管理公用車の配車管理業務の外部委託	一元管理公用車(58台)等の配車管理業務及び市長車、副市長車、マイクロバスの運行管理業務委託を一体的に外部委託する。	検討	実施		財政経営部 管財課
20	三泗鈴亀農業共済事務組合の民営化	平成20年2月の組合議会の民営化への意見に基づき、具体的な見直しを行う。	調整	調整	民営化への合意形成	商工農水部 農水振興課
21	学校給食業務の効率化	調理員の退職に伴う人員確保等の問題に対応し、効率的な学校給食業務を実施するため、平成19年度より調理業務の委託化を進めており、今後も人員の状況に応じて進めていく。	段階的实施	→		教育委員会 学校教育課
22	埋蔵文化財発掘調査の民間委託の検討	民間開発や公共事業に伴う発掘調査の増加に対応するため、民間発掘調査会社への委託を三重県教育委員会事業の動向を踏まえて検討する。	検討	検討	方針決定	教育委員会 社会教育課
23	水源管理センターの運転管理業務の一部外部委託の拡大	水源管理センターの巡視業務の一部及び運転監視業務の一部について外部委託を拡大する。	段階的实施	→		上下水道局 技術部施設課
24	浄化センターの包括的外部委託に向けた段階的委託	日永浄化センター第3系統の運転管理業務については、平成27年度に供用開始となる第4系統も含めた包括的外部委託を実施する予定にあるが、それまでの間、関連する中継ポンプ場も含めて外部委託を段階的に拡大する。	段階的实施	実施		上下水道局 技術部施設課

四日市市行財政改革プラン2011(23年度～25年度)

基本方針 持続可能で健全な財政運営

【改革の視点】

財政運営においては、中長期的な財政見通しの下、歳入面では新たな財源の確保に努めるとともに、歳出面においては徹底した事務事業の見直し、市債発行の抑制や、公共施設のストックマネジメントなどにより、将来に向かって持続可能で健全な財政運営に努めます。

施策、事務事業の見直し

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
25	指定管理者制度の見直し	平成16年度に導入した指定管理制度について、モニタリングや利用料金制などの運用について、見直しを行う。	検討	方針決定		財政経営部 財政経営課
26	事務手続きの簡素化	電子化も含め、各種申請書類及び手続きの簡素化を図る。	適宜実施			財政経営部 財政経営課 関係各課
27	受益者負担のあり方の検討	各事業のコストに相応しい適正な受益者負担(使用料・手数料)のあり方について、コストと負担の状況を分析・公表し、市民の理解を図りながら見直しを進め、そのあり方を検討する。	調査	分析	方針決定	財政経営部 財政経営課 関係各課
28	生活保護法外扶助費の見直し	生活保護世帯に対して、生活保護法で定められた扶助以外に、四日市市が独自で支給している法外扶助費のうち、平成23年度から夏季・歳末見舞金、入学支度金、就職支度金の廃止を図る。	実施			福祉部 保護課
29	補助金・負担金の適正化	平成21年度に策定した交付基準やチェックシートに基づいた補助事業の適正化を図る。	適宜実施			財政経営部 財政経営課 関係各課
30	市税の前納報奨金の見直し	市県民税及び固定資産税、都市計画税を対象とする前納報奨金について、納税意識の高揚など当初の目的を達成したこと、特別徴収の給与所得者にはその適用がないことなどから廃止を図る。	検討	実施		財政経営部 収納推進課
31	本町プラザと関連施設の維持管理業務の見直しの検討	本町プラザ、本町プラザ駐車施設、新丁ひろば駐車場の一体的な管理のあり方について検討する。	検討	方針決定		財政経営部 管財課
32	予算残を優先的に配分するシステムの導入	コスト意識や改善意識の徹底により歳出の削減や歳入の増加を図った場合、その成果を還元する仕組みとしてインセンティブ予算を導入する。創意工夫により経費削減に努力した事業については、削減額を上限として、各部局に優先的に再配分する。	実施			財政経営部 財政経営課
33	連絡員制度の見直し	個人情報保護の観点から個人宛ての文書を順次郵送化するとともに、連絡員の業務及び全市的な均一化に向けた見直しを行う。	段階的实施			市民文化部 市民生活課
34	事務事業の見直し	物件費の抑制を図るとともに、事業の効果・効率性や優先順位からの選択と集中による事務事業の見直しを行う。	実施			財政経営部 財政経営課

歳入の確保

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
35	広告収入等新規財源の確保	広報印刷物、ホームページ、公共施設等市の様々な資産を可能な限り活用し、広告収入等による収入増を図る。	適宜実施			財政経営部 財政経営課 関係各課
36	自動販売機設置の効率的な運用	市庁舎等への自動販売機設置について、設置事業者を公募し、一般競争入札による選定を行い、使用料(貸付料)収入増を図る。	一部実施	実施		財政経営部 管財課 関係各課
37	市税等滞納整理の推進	市税については、引続き、自主納税の推進と、嘱託職員の電話催告による早期対応、時差勤務による夜間窓口の実施、休日相談窓口の開設、差押処分強化、困難案件の三重県地方税管理回収機構への移管等により累積滞納の整理回収を図っていく。 また、22年度より所管課から収納推進課に移管を受けた国民健康保険料等の公債権について効率効果的な滞納整理の体制を整備し、滞納額の削減を図るとともに、所管課においては、初期末納・新規滞納の解消に努める。 また、市の債権の管理に関する一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図る。	推進			財政経営部 財政経営課 収納推進課 健康部 保険年金課 関係各課

ストックマネジメント推進と公共施設の有効活用

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
38	公共施設のストックマネジメント計画の策定	公共建築物や橋梁等の長寿命化の基本方針を基に、計画的な予防保全に努め、施設の長寿命化と長期的な経費の削減と平準化を目指す。	調査・分析	計画策定	実施	財政経営部 財政経営課 都市整備部 営繕工務課 道路整備課 教育委員会 教育施設課
39	市有財産の活用と売払の推進	具体的な利用計画のない遊休土地や不要な資産等については、民間等への売却を行うとともに、当面利用予定のない土地や建物についても、市民開放や一時貸付等有効活用を図る。	適宜実施			財政経営部 管財課 関係各課
40	老人福祉センターのあり方検討	中央老人福祉センター及び西老人福祉センターについて、施設を取り巻く環境の変化も踏まえ、今後のあり方を総合的に検討する。	検討	方針決定		福祉部 介護・高齢福祉課
41	三重北勢健康増進センターのあり方検討	「あり方検討委員会」の答申を斟酌しつつ、経営的及び機能的観点から、今後のあり方、方向性について検討する。	方針決定			健康部 健康づくり課
42	テニスコート(三滝・城北・松原)のあり方検討	テニスコートの効率的・効果的な運営を目指す観点から、城北(4面)・松原(2面)・三滝テニスコート(10面)のあり方について検討する。	方針決定			教育委員会 スポーツ課
43	水泳競技場(プール)のあり方検討	中央緑地水泳競技場及び霞ヶ浦プールについて、今後のあり方を検討する。	検討	方針決定		教育委員会 スポーツ課
44	上下水道局遊休資産の利活用	用途廃止を行っている旧・広永加圧ポンプ所及び旧・笹川官舎、旧・泊山浄化センターについて、土壌調査の結果に併せて採算性の検討、諸条件の整備などを行い、それぞれに合った利活用方策を見極めたうえで利活用を行う。	実施			上下水道局管理部 総務課

四日市市行政改革プラン 2011 (23年度～25年度)

基本方針 市民に信頼される行政運営

【改革の視点】

多様化する行政ニーズや刻々と変化する社会経済情勢に、それぞれの「現場」で、環境の変化を的確にとらえ、対応していくための機動力が求められます。そのため、職員の資質や業務遂行能力の向上を図るとともに、職員一人ひとりが当事者意識をもって果敢に状況を変革していく組織文化を創造するとともに、人材の最適配分や、効率的な組織運営による経営資源の最適化を進めます。

また、政策目標の達成に向けて、合理的かつ効率的な組織を構築するとともに、各部局の政策推進・調整機能の向上を図ります。

効果的・効率的な行政運営の確立

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
45	行政経営システムの推進	本市の行政運営の基本ツールとしている業務棚卸表を基本に「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルを推進する。	推進		→	財政経営部 財政経営課
46	政策評価システム(業務棚卸表)の改善	市民に分かりやすく、また、作成する行政側にとっても利用しやすく、さらに、総合計画の進捗管理にも資するような評価システムを再構築する。	実施	改善	→	政策推進部 広報広聴課
47	決算や監査における行政評価の活用	業務棚卸表に掲げる目標やその実績等を事務事業評価の一手法として決算説明資料や監査資料に活用しているが、この評価手法の検証を行うとともに新たな視点での指標(生産性など)の付加を検討するなど評価制度の向上を図る。	改善		→	監査事務局
48	各部局の政策推進・調整機能の向上	市民目線での各種施策の推進には、これまで以上に総合的・部局横断的に政策を立案し、調整する機能が求められるため、各部局の政策立案機能を強化する組織改編と、部局横断的なプロジェクトチームの設置をすすめる。 なお、それとあわせて政策推進監のあり方を含めた見直しを行う。	検討	実施		政策推進部 政策推進課
49	自治体クラウドの検討	自治体クラウドとは、従来各自治体が個々に導入していた情報システムを、総合行政ネットワーク(LGWAN)上に設置されるデータセンターに集約し、複数の自治体で共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現し、行政コストの削減につなげることを目的とするものである。 国が今後策定する、指針等を踏まえ、自治体クラウド導入に向けて、システムに求める要件や導入にあたっての課題、期待される効果などを多角的に分析し、導入についての検討を行う。	方針決定			総務部 IT推進課
50	情報検索機能の強化	庁内の電子化された文書やデータの検索機能強化と、インターネット接続環境の強化により、行政文書の電子化率を向上し、事務処理効率の改善を図る。	段階的实施	実施		総務部 IT推進課
51	情報発信力の強化とより積極的な情報発信の推進	わかりやすく、読みやすい広報紙やホームページの充実、市民や事業者のニーズに即した広報戦略を検討していく。 また、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを研究・活用し、パブリシティー(報道機関を活用したPR、情報発信)の取り組みを推進する。	推進		→	政策推進部 広報広聴課

適正な定員管理と職員給与

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
52	職員給与の適正化	職員給与の適正化について、初任給の見直しや給与制度の運用について更なる検討を行うとともに、時間外勤務の適正化を行う。	適宜実施			総務部 人事課
53	適正な定員管理の推進	事務の効率化・合理化、アウトソーシングの推進などを進める中で、業務量を把握し適正な定員管理を行う。	推進			総務部 人事課
54	旅費の見直し	旅費(宿泊費、交通費、日当)の見直しについて検討する。	見直し検討・適宜実施			総務部 人事課 会計管理室

職員の意識改革と組織機構の見直し

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
55	楠総合支所のあり方検討	合併に伴い設置された楠総合支所について、逐次、業務移管を進め、地区市民センターへの移行を進める。	適宜実施			市民文化部 楠総合支所
56	朝明広域衛生組合のあり方検討	本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、1市3町による一部事務組合である朝明広域衛生組合と日永浄化センターで行われている。 今後、本市の全量を朝明広域衛生組合で行うこととなることから、本市分の処理割合が大半を占める中で、効率的な経営方法について検討をする。	検討	検討	方針決定	環境部 生活環境課
57	市立病院の経営形態の将来の方向性検討	病院経営の基本的な枠組みである経営形態について将来の方向性を検討する。	方針決定			市立四日市病院 総務課
58	職員研修の充実	市民の視点に立ち高い職務遂行能力を有する人材の育成のため、時代の変化に対応し、市民の期待に応え積極果敢に問題解決のできる職員を養成する効果的かつ効率的な職員研修を実施する。 特に、接遇、市民満足度、法務、政策形成能力、公会計制度、技術職の専門性等に配慮した研修を行う。	実施			総務部 職員研修所

環境問題への対応

No	改革事項	改革内容	改革目標期間			担当所属
			23	24	25	
59	市庁舎等の省エネルギーの推進	平成22年8月～9月に市庁舎の省エネルギー診断を実施した。診断結果をもとにさらなる省エネルギーを推進する。	段階的实施			財政経営部 管財課
60	公用車の車種の見直し	現在保有している共用自動車について、順次、ハイブリッド車やアイドリングストップ機構を備えた低公害・低燃費車両に入れ替えを進める。	段階的实施			財政経営部 管財課
61	道路照明灯の環境配慮型道路照明灯への交換	市内の道路照明灯の大半が水銀灯であるが、その水銀灯の球切れ交換時に省電力で高効率・長寿命のランプに交換することで、地球温暖化の原因であるCO2の削減を図る。	段階的实施			都市整備部 道路整備課